

保育施設入所にかかる新型コロナウイルスへの対応について

新型コロナウイルス感染症が全国的な広がりを見せる中、新型コロナウイルス特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令され、それに伴い市内保育所・認定こども園(保育所部分)については、保育は継続することを基本としますが、感染の拡大を防止するため、「求職中」・「育児休業中」・「お仕事がお休みの方」など、自宅保育が可能な方は、ご家庭での保育をお願いしているところです。

入所当初からご不便をお掛けすることになりますが、ご理解・ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

なお、自宅保育要請期間中の保育施設入所にかかる対応については下記のとおりとさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

記

【4月分保育料について】

自宅保育の要請を受けてご家庭での保育にご協力いただいた場合、保育所等を休まれた日数分、保育料を減額する予定です。一旦全額をお支払いいただいたうえで、後日減額分を還付させていただきます。(認定こども園や小規模保育事業所については施設で清算します。)

【育児休業から復職予定、または就労内定中の方について】

4月中の復職(または就労)をお願いしておりましたが、コロナウイルスの影響により復職(または就労)できない場合は、6月末までに復職(または就労)していただければ以降も継続して利用いただけます。その際、任意の様式での【申立書】(コロナウイルスの関係で一時的に復職(または就労)を遅らせることが分かる内容)をお勤め先もしくはご自身で記入いただき、休業期間を延長(または就労開始予定を延長)した【勤務証明書】と合わせて施設またはこども育成室にご提出ください。

同様に、上のお子さんが育児休業中で入所されている方は、本来4月中に復職できなければ退所となる場合がありますが、上記の【申立書】をご提出いただければ、6月末までは復職しなくても継続して利用できることとします。

※【申立書】の様式は任意ですが、同封の参考様式で提出いただいても結構です。

【求職活動中の方について】

求職活動を要件として施設を利用できる期限は3か月までとなっていますが、コロナウイルスの影響を考慮し、就労できなかった場合でも7月末までは継続して利用できることとします。

なお、今回のお知らせは4月14日時点の内容です。今後、対応が変更になった場合はホームページ等でお知らせする予定です。

【お問い合わせ先】

担当：こども育成室利用担当 TEL：078-918-5093